

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、同年4月から38年3月までの期間及び49年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年4月から38年3月まで
③ 昭和49年7月

昭和35年に結婚しA区で国民年金に加入した。昭和36年度に国民年金保険料の集金は無かったが、37年度から自宅に集金に来たので納付を始めた。当時の保険料額は1か月当たり100円だった。B町に転入後、50年4月に未納となっていた36年度分について納付を勧められ、夫婦二人分を納付した。また、49年7月分はB町で自宅集金により納付した。妻が夫婦の保険料を納付しており、未納としたことは無い。妻の保険料はすべて納付済みとなっているのに、私だけ申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとされるその妻は、申立期間②の保険料については昭和37年度からA区で集金による納付が始まったので集金人に納付したと証言しており、事実、A区では職員による集金が同年度に開始されたことが確認された上、申立期間①の保険料については第2回目の特例納付期間に特例納付制度を利用して納付したと証言しているところ、納付時期や納付金額もおおむね一致することから、その証言には信憑性がうかがえる。

また、申立人の妻は、申立期間を含む国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金の種別変更手続も漏れなく行っている上、昭和49年8月からは国民年金に任意加入し、51年10月からは

付加年金にも加入しているなど、国民年金制度に対する理解の深さと納付意識の高さがうかがえる。このため、その妻が申立人の保険料を納付していたとすれば、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の昭和 49 年度の国民年金保険料については、一部が納付済み、一部が未納となっているため、社会保険庁では国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を保存管理しなければならないが、その保管が無いことから、記録管理が不十分であった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年9月まで
申立期間の国民年金保険料については、納付書を添えて金融機関で納付した。未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間以外の国民年金加入期間において、すべて保険料を納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続や第3号被保険者の手続なども漏れなく行っており、申立人の年金制度に対する理解の深さと保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間直後の昭和52年10月から同年12月までについて、当初、社会保険庁の記録では国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が当該期間の国民年金保険料納入通知書兼領収書を保管していたことから、記録が訂正された経緯がある上、当該国民年金保険料納入通知書兼領収書の氏名と、申立期間の前年度以前に発行された国民年金保険料納入通知書兼領収書の氏名が相違しているなど、記録の管理が不十分であった可能性も否定できない。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に特段の変化も認められないことから、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年12月まで

昭和51年に家を買ったとき、金銭面で大変な思いをしたので、今後のことを考え、国民年金保険料だけはきちんと納付しようと思い実行してきた。封筒にお金を入れ、生活費とは別に管理していたし、少しでも多い年金をもらえるようにと付加年金も申し込んだ。納付書が隣の班の班長さんのところに行ってしまったこともあったが、きちんと納付していた。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に国民年金の任意加入被保険者として再加入した以降は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間が無い上、その任意加入と同時に付加年金にも加入しているなど国民年金制度に対する理解の深さと保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和52年10月から同年12月までの期間及び昭和53年度の国民年金保険料を54年12月に一括して過年度納付しており、その一方で申立期間の保険料のみを未納としておいたとするのは不自然である。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったような特段の周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

20歳の時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。昭和46年3月に結婚し、妻の実家の理髪店で働いており、結婚後は義母が保険料を納付してくれていたはずである。妻の保険料だけが納付済みとなっており、自分の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その義母が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立期間当時、申立人と同居していた義父、義母及び妻についてはすべて保険料が納付されており、申立人の分のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を含む昭和46年3月から48年ごろまではその妻の実家で義父母と同居しており、その期間については義母が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、47年4月以降の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間についても、その義母が申立人の保険料を納付していた可能性がある。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除くすべての国民年金加入期間において、国民年金保険料を納付していることから、国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から59年11月まで

昭和44年に結婚してから数年後に国民年金に任意加入し、61年3月まで国民年金保険料を納付していた。途中で任意加入の喪失手続や再加入の手続をしたことは無いし、A区からB市に転入した後も、市から送付された納付書で保険料を納付していた。未加入期間が生じないよう手続をしてきた。申立期間が未加入とされ、保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和58年6月の国民年金任意加入被保険者の資格喪失及び59年12月の再度の任意加入について、手続を行った記憶が無いと申述しているが、制度上、任意加入被保険者としての加入及び資格喪失については、原則、本人が申し出なければならないため、申出が無いにもかかわらず、市町村役場の判断で事務処理を行うことは考え難い。

さらに、市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても、昭和58年6月に資格を喪失したことが記載されている上、申立人が所持している国民年金手帳にも同様の記載があり、それらの記載内容に不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 1 月 31 日まで
昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 1 月 30 日まで A 社 B 工場に勤務していたが、社会保険事務所の記録では同社における厚生年金保険の加入記録が無い。勤務した期間は短期間であったが、初めての厚生年金保険の加入であったため記憶している。申立期間において、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に A 社 B 工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、同社工場長が申立人に対し交付した「厚生年金加入証明書」には、社会保険の加入記録は無く、勤務事実も不明である旨の記述がされている上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、他の同僚調査を行ったものの、申立てに係る事実を確認できる証言等を得ることができず、申立人の申立てのほかにも同社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該事業所が保管していた保険関係台帳には、厚生年金保険被保険者資格取得前に退職した従業員のほか、入社と同時に被保険者資格を取得したものの 1 か月以内に退職した従業員の記載も多数ある中で、申立人の氏名を確認できないことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出が行われなかったと考えられる。このことは、申立期間における申立人の雇用保険及び厚生年金基金の加入記録が確認できないことから裏付けられる。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号にも欠番が見られないこと

から、申立人の記録が欠落したとは考え難く、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を確認しても、申立期間において、申立人に対し、厚生年金保険被保険者記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月から32年3月まで

A社に昭和29年9月から32年3月まで勤務していた。その前後に厚生年金保険の加入記録があるが、それぞれ3社の事業主は同一であった。当時、50名ぐらいの従業員がおり、厚生年金保険料は給料から控除されていたが、その書類は無い。自分の仕事は事務だったので、健康保険・厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していたと記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に在職していたことは、事業主及び同僚の証言から認められるものの、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立期間前後の申立人及び当該事業所の事業主に係る厚生年金保険の記録は全く同一であり、申立期間においては、その事業主の同社における厚生年金保険被保険者記録も確認できない上、申立人が記憶していた同僚の厚生年金保険の加入記録も同様に確認できないことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難く、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

さらに、申立人は、当該事業所として操業が開始されたころに新たな厚生年金保険被保険者証の交付を受けたと主張しているところ、申立期間の後の事業所において被保険者資格を取得した際、別の厚生年金保険記号番号が付与されていることが確認できることから、申立人はこのことと誤認していることも否定できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

A社（昭和 37 年 4 月 20 日 B社、後に C社。以下同じ。）に昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 3 月末日まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない旨の回答をもらった。勤務していたことは事実なので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、事業主及び同社の当時の従業員は不明としているが、申立人の住民票の前住所欄には同社の所在地が記録されていることから、勤務開始日は特定できないものの、現住所地への転入日である昭和 37 年 9 月 1 日までは推認できる一方、その日以後の期間については、申立人自身も同社を退職後に現住所地へ転入したと認識していることから、勤務していたことはうかがえない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が住民票を現住所地に異動した日と同一の昭和 37 年 9 月 1 日であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらない上、申立期間においては、事業主及び従業員の厚生年金保険の加入記録も確認できず、36 年ごろに同社に入社した現在の事業主は「適用事業所となる前は、保険料控除はしていない」と明言していることから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であった事実はいかようにもうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、

その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 42 年 3 月 29 日となっているが、当時、未消化であった有給休暇を取り、月末日付けで退職しているはずである。厚生年金保険料も給与から控除されていたはずであるため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職する際、月末日まで有給休暇を取得したことから、資格喪失日は昭和 42 年 4 月 1 日であると申し立てているが、同社が保管している申立人に係る人事カードには「昭和 42 年 3 月 28 日依願退職」と記載されている上、同様に同社が保管している申立人に係る「厚生年金台帳」の資格喪失日が社会保険事務所の記録と一致していることが確認できることから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が社会保険事務所の記録どおりに提出されたことがうかがえる。

また、当該事業所において人事給与課に所属していた従業員からは、「給与は月末日締めで当月 20 日払いであり、社会保険料は翌月控除方式であった。月末日退職の場合、退職月の給与及び退職金から前月分及び当月分の 2 か月分の社会保険料を控除していた。社会保険事務所への納付額と従業員からの控除額は毎月突合し、誤りがあればその都度訂正を行っていた」との具体的な証言が得られたところ、申立人は退職月の給与からの社会保険料控除は 1 か月分であったとの記憶があることから、前述の証言を踏まえると、その控除された社会保険料は昭和 42 年 2 月分であることが推認でき、同年 3 月分については控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 44 年 8 月 25 日まで
申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い旨の回答を得た。同事業所では実兄と一緒に働いており、その兄に厚生年金保険の記録があるのに自分に記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、事業主及びその弟の妻の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は「当時、申立人は私の弟の下で請負として働いていた。申立人の兄は、入社が半年ほど早く、社員として採用した」と証言していることから、申立人とその兄は、当該事業所における採用条件が異なっていた事情がうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は確認できない上、健康保険整理番号に欠番が無いことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は見当たらず、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月18日から同年9月1日まで
(A社)
② 昭和31年5月21日から33年2月1日まで
(B社)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社とB社の勤務期間が脱退手当金支給済みとなっている旨の回答があった。同社では社会保険の事務も担当していたが、脱退手当金の制度自体を知らなかった。申請した記憶も受け取った記憶も無い。申立期間についての脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る最終事業所の被保険者期間のみでは受給要件である24か月の被保険者期間を満たすことはできず、申立期間①の被保険者期間4か月を含めた上で、初めてその受給権が得られるところ、これら申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年4月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月26日から26年7月7日まで
(A社)
② 昭和26年7月12日から27年7月25日まで
(B社)
③ 昭和28年4月25日から同年12月20日まで
(C社)
④ 昭和30年11月5日から33年1月17日まで
(D社)

昭和21年6月26日から33年1月17日まで4か所の事業所に勤務した。同年1月に長男を出産し、当時の勤務先であったD社から退職時に出産見舞金だと言われ、出産から2か月ほどした後にE銀行F支店で4,000円ぐらいを2回受領した。しかし、これは脱退手当金としてではなく、勤務先での説明のとおり出産見舞金として受領したものである。脱退手当金の手続を行う意思は無かったので納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和33年1月17日の前後約2年に資格を喪失し当該事業所のみで脱退手当金の受給要件を満たす者は申立人を含めて9名おり、そのうち7名の者に脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、当該事業所の元従業員は「脱退手当金の説明等は一切無く、自分で請求や手続は行っていない。会社で手続したのだと思う。受取方法は覚えていないが退職時に会社からもらったのかもかもしれない」と証言しており、

当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、結婚・出産により退職する女性従業員に対して事業主による脱退手当金の請求手続が行われていた可能性があり、申立人についても代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、脱退手当金は過去の厚生年金保険被保険者期間のすべてをその計算の基礎とすることとされているところ、申立人の脱退手当金には未請求期間は無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和33年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 3 日まで
(A社)
② 昭和 32 年 7 月 22 日から 39 年 11 月 30 日まで
(B社)

社会保険事務所に厚生年金保険加入期間の問い合わせをしたところ、A社とB社の期間については、脱退手当金を受給しているとの回答があった。これらについては、以前から受給していないとの主張をしていたが聞き入れてもらえなかった。申立期間について脱退手当金を請求したこと及び受領したことは一切無く、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金は過去の厚生年金保険被保険者期間のすべてを計算の基礎とすることとされているが、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記録は別の記号番号で管理されていたにもかかわらず、申立人の脱退手当金には未請求期間は無く、それらの被保険者記録に基づき計算されている上、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和40年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。